

白鷹町地域福祉計画

令和3年3月

白鷹町

目次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
第2章	白鷹町の概況	
1	人口・世帯の状況	4
2	要介護高齢者・障害のある人の状況	8
3	高齢者・障害のある人の権利擁護の状況	10
4	社会資源の状況	11
第3章	計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念	13
2	計画の基本目標	13
3	計画の体系	14
第4章	基本計画	
1	誰もが安心できる暮らしを支える体制づくり	15
2	適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり	18
3	誰もが福祉活動に参加できる地域づくり	20
4	包括的な支援を実現する体制づくり	21
5	権利を守り生活を支援する体制づくり	23
	—成年後見制度利用促進計画—	
第5章	計画の推進に向けて	
1	具体的な計画の推進	29
2	計画の普及啓発と実践	29

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 社会的な動向

近年、人口減少、少子高齢化の急激な進展に加えて、核家族化、働く形態の多様化、個人の価値観の多様化等により、地域住民のつながりが希薄化し、家庭や地域社会でお互いに支え合う力が弱くなりつつあります。何らかの支援が必要な高齢者のみの世帯、その中でもひとり暮らしの高齢者の増加はもちろんのこと、高齢者虐待、子育て家庭の孤立、児童虐待や貧困世帯の問題等、さまざまな課題が重なり合って生じることが増加しています。

このようなことから、従来の公的な福祉サービスだけでは十分な対応が難しくなっています。地域コミュニティが持つ役割を見直すとともに、地域の中の居場所づくりを進めるなど、地域や人とのつながりを感じられる社会を実現していくことが求められています。

地域における支え合いが持続的に行われるよう、地域福祉に関する情報提供などを進め、地域福祉を担う担い手を育成・支援することが重要です。

さらに、近年多発している自然災害を受けて、地域のつながりの必要性が強く認識されるようになり、支え合いの体制を整えることが求められています。

(2) 国や県の動向

国においては、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画が福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられました。地域福祉計画の策定にあたっては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に関する事項」について新たに盛り込むことが求められています。

山形県においては改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、2019（平成31）年3月に「山形県地域福祉推進計画（第4期）」を策定し、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援しています。

(3) 計画の策定の趣旨

国、県の動向を踏まえ、今後ますます多様化・複雑化していく福祉課題

に対し適切に対応するとともに、当町の地域福祉に関する取組の方向性を示す総合的な計画として、「白鷹町地域福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」で、当町における地域福祉を推進するための基本となるものです。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

本計画においては、次の5つの事項についてその具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むこととします。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(3) 関連計画との関係

本計画は、第6次白鷹町総合計画を上位計画とし、当町の将来像「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」の実現に資する福祉施策の基本となるものです。

また、当計画は福祉分野における総合計画と位置づけし、地域福祉の推進に資する要素を含ませ、福祉に関する各個別計画と調和のとれた内容とします。

(4) 成年後見制度利用促進計画の位置づけ

本計画の「基本計画5」を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進計画」と位置づけます。

【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

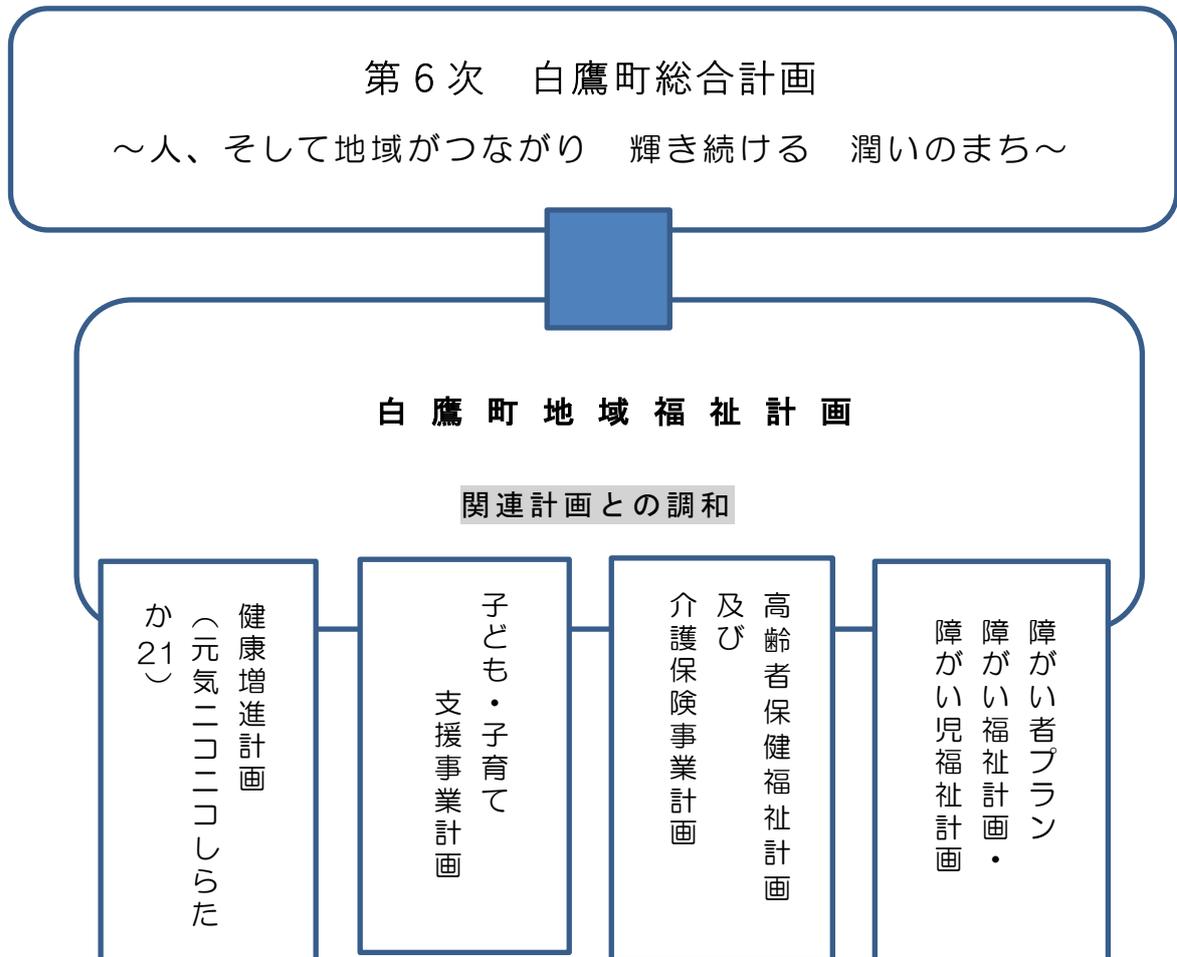
（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的

な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

〈本計画の位置づけ〉



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

第2章 白鷹町の概況

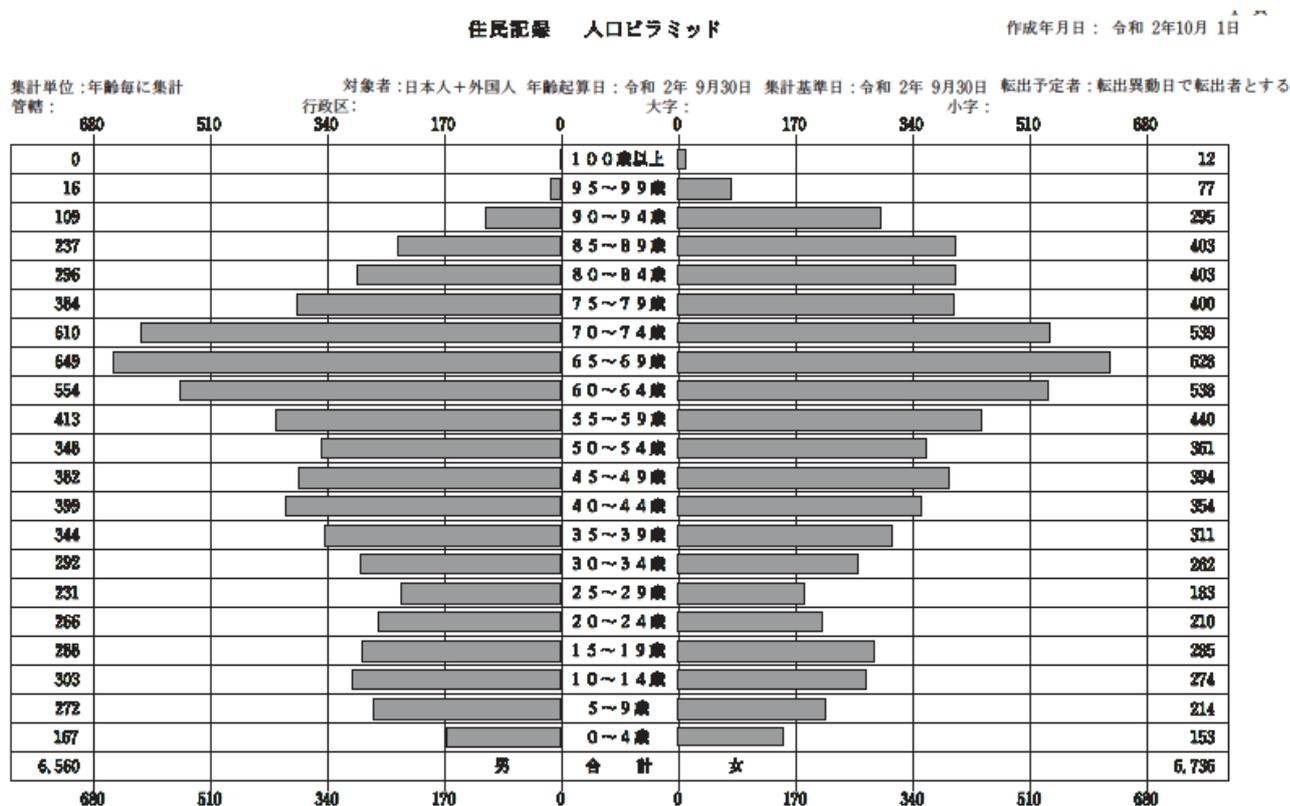
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の減少と高齢者の増加

白鷹町の人口は、令和2年10月1日現在13,296人、介護保険がスタートした平成12年の17,149人（平成12年10月国勢調査）より3,853人、第7期介護保険事業計画が始まった平成30年の13,943人（住民台帳）より647人減少しています。

また、令和2年の年少人口（0歳から14歳の人口）は1,383人で総人口の10.4%、生産年齢人口（15歳から64歳の人口）は6,855人で51.6%、老年人口（65歳以上の人口）は5,058人で38.0%です。

（単位：人）



(2) 高齢化率の推移

65歳から74歳の前期高齢者数は、これまでは横ばいが続いてきましたが、令和2年頃から減少に向かい令和7年頃から大きく減少することが

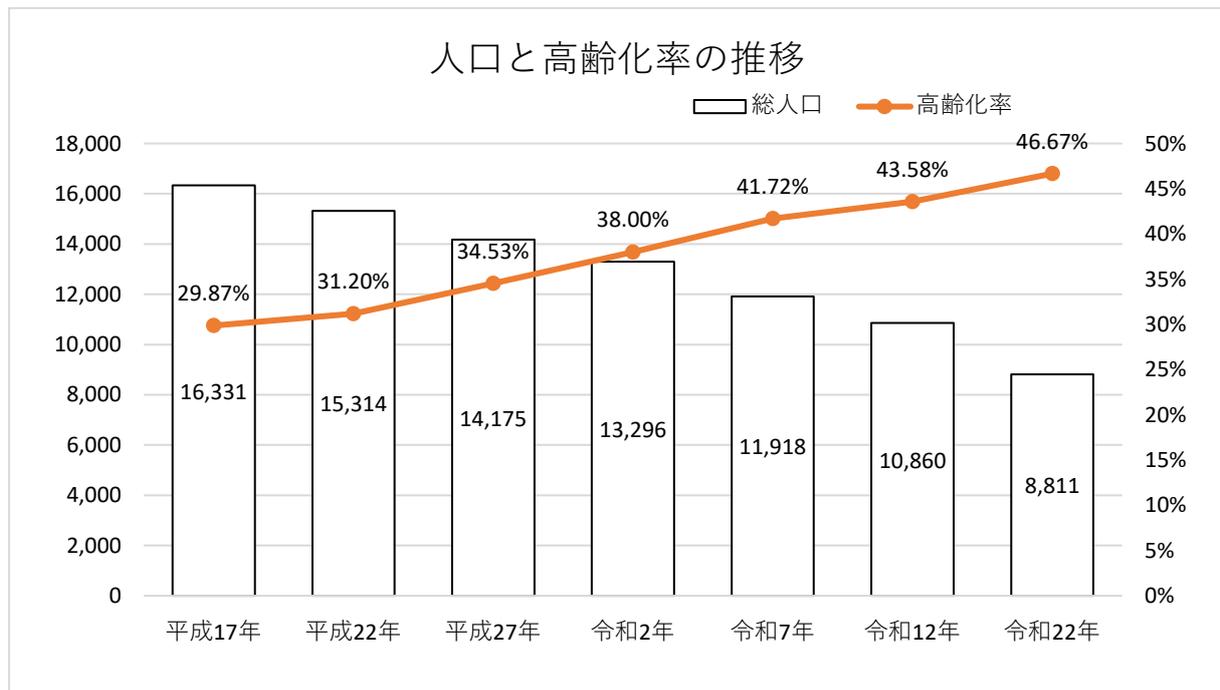
予測されます。75歳以上の後期高齢者数は、これまでは横ばいが続いてきましたが、令和7年頃から増加するものと見込まれます。また、令和12年頃からより介護が必要となる可能性の高い85歳以上人口の増加が見込まれており、令和22年には後期高齢者の約47%を85歳以上人口が占める予想となっています。

年齢区分別人口と高齢化率の推移 (単位：人)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和22年
総人口	16,331	15,314	14,175	13,296	11,918	10,860	8,811
0～14歳	2,195	1,878	1,651	1,383	1,269	1,110	837
15～64歳	9,258	8,658	7,630	6,855	5,677	5,017	3,862
65～74歳	2,193	1,853	2,091	2,426	2,206	1,754	1,322
75歳以上	2,685	2,925	2,803	2,632	2,766	2,979	2,790
高齢化率	29.87%	31.20%	34.53%	38.04%	41.72%	43.58%	46.67%

資料：平成27年までは国勢調査、令和2年は住民基本台帳、令和7年以降は厚生労働省作成将来推計人口（補正值）より

(単位：人)



(3) 高齢者世帯の増加

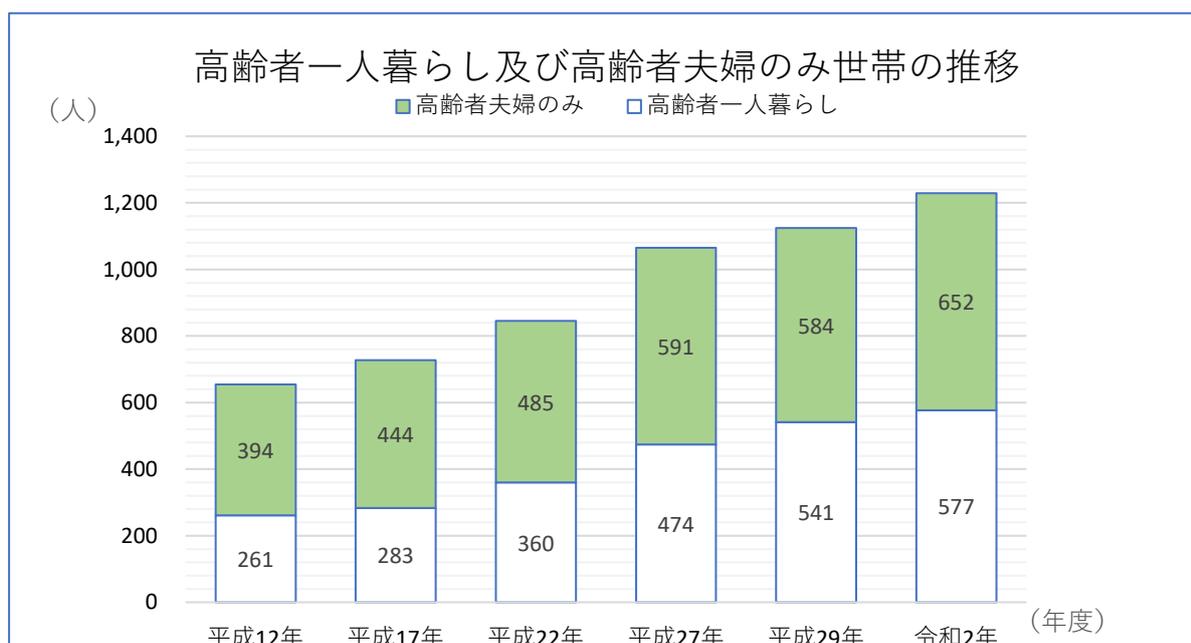
高齢者数の増加に伴い、高齢者一人暮らし、高齢者夫婦のみ世帯ともに、増加傾向にあります。令和2年の高齢者一人暮らしの世帯数は、平成29年から36世帯増加して577世帯に、高齢者夫婦のみの世帯は、68世帯増加して652世帯と、高齢者世帯は1,229世帯に上っています。

高齢者一人暮らし世帯及び高齢者夫婦のみ世帯

(単位:世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年	令和2年
高齢者一人暮らし	261	283	360	474	541	577
高齢者夫婦のみ	394	444	485	591	584	652
計	655	727	845	1,065	1,125	1,229

資料：平成27年までは国勢調査、平成29年以降山形県在宅高齢者数等調査



(4) 子育て世帯の状況

少子化に伴い、子育て世帯数は減少しています。ひとり親世帯の割合は横ばいの状況が続いています。また、令和2年10月現在、ひとり親のかたなどが対象になる児童扶養手当受給者は98人、障がい児を養育する親が対象になる特別児童扶養手当受給者は24人です。

(国勢調査より) (単位:世帯)

	平成17年度	平成22年度	平成27年度
一般世帯数	4,490	4,455	4,391
18歳未満の世帯員がいる 世帯数及び割合	1,552 (34.6%)	1,365 (30.6%)	1,171 (26.7%)
父子家庭 ()うち父子のみの単独世帯	調査対象外 (9)	36 (2)	29 (5)
母子家庭 ()うち母子のみの単独世帯	調査対象外 (46)	124 (54)	108 (44)

2 要介護高齢者・障害のある人の状況

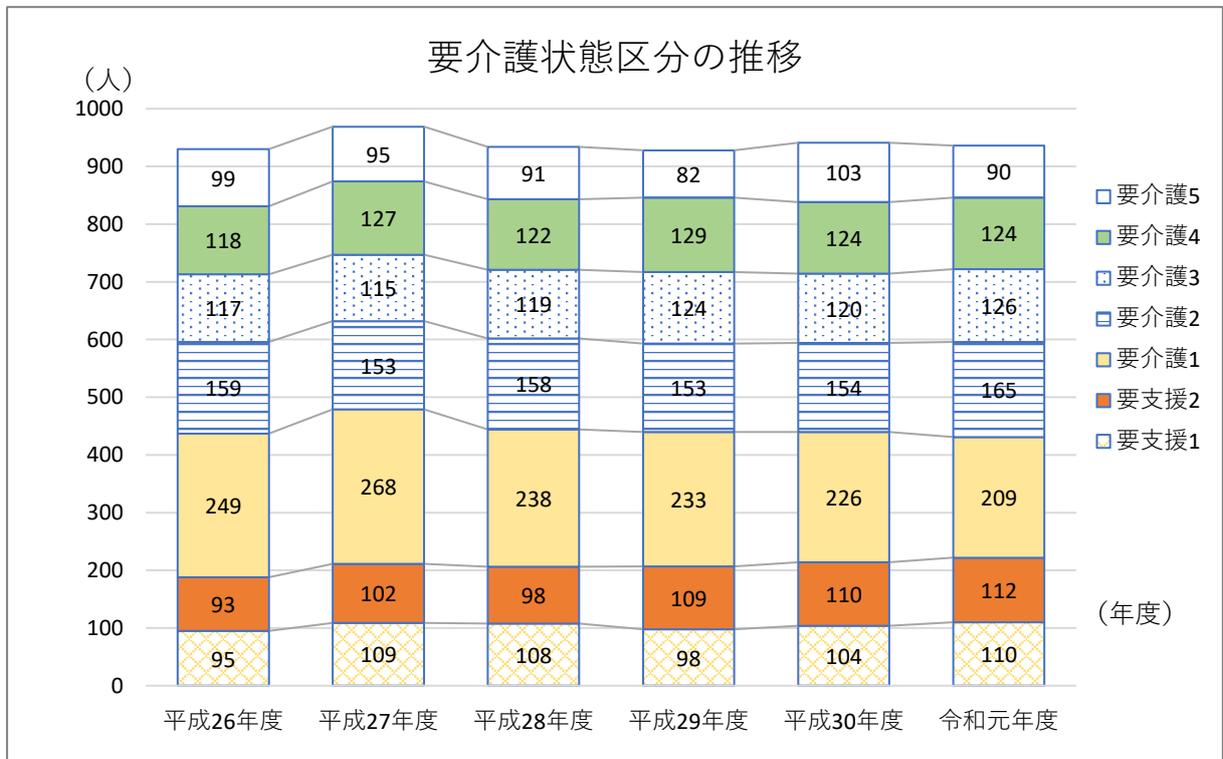
(1) 要介護（支援）認定者数の状況

令和元年度の要介護認定者数（月平均、40歳から64歳の認定者を含む）は、936人で、第1号被保険者数に占める認定率は18.2%です。

要介護状態区別の認定者数（月平均）（単位：人）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要支援1	95	109	108	98	104	110
要支援2	93	102	98	109	110	112
要介護1	249	268	238	233	226	209
要介護2	159	153	158	153	154	165
要介護3	117	115	119	124	120	126
要介護4	118	127	122	129	124	124
要介護5	99	95	91	82	103	90
認定率	19.1%	19.5%	18.6%	18.6%	18.4%	18.2%

（計はすべての年間平均であり、区別はそれぞれにおいて端数処理をしているため計と一致しません）



(2) 障がい者手帳等所持者の状況

(単位：人)

① 身体障がい者手帳の交付状況 (3月31日現在)

	H 28	H 29	H 30	H31	R2
視覚障害	36	28	26	30	31
聴覚・平衡機能障害	55	52	53	52	46
音声言語そしゃく障害	5	12	10	9	8
肢体不自由	387	367	365	365	365
内部障害	229	224	220	225	231
計	712	683	674	681	681

(福祉行政報告例調べ)

② 療育手帳交付状況 (3月31日現在)

	H 28	H 29	H 30	H31	R2
療育手帳 A	41	43	36	37	41
療育手帳 B	92	92	87	90	87
計	133	135	123	127	128

(白鷹町交付台帳調べ)

③ 精神保健福祉手帳交付状況 (3月31日現在)

	H 28	H 29	H 30	H31	R2
1 級	30	27	29	27	17
2 級	26	26	27	29	27
3 級	13	14	18	27	22
計	69	67	74	83	66

(白鷹町交付台帳調べ)

3 高齢者・障害のある人の権利擁護の状況

山形県家庭裁判所における後見制度利用者の住所地（管内別・類型別）（※1）

令和元年9月1日現在

（単位：人）

裁判所	本人の住所 （※2）	後見等合計 （※3）				
			うち成年後見	うち保佐	うち補助	うち任意後見
長井出張所	白鷹町	28	24	4	0	0
	西置賜管内合計	94	68	22	3	0
山形県管内		1846	1436	266	44	13

（※1）山形県家庭裁判所がその管内において、令和元年9月1日現在、後見等を開始している又は任意後見監督人が選任されている事件について調査した自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

（※2）成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

（※3）後見等合計には未成年後見事件も含む。

令和元年12月に実施した白鷹町第8期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「成年後見を知っている」と回答した人は41.0%、「もし、あなたが認知症になったら、財産管理や福祉サービスの契約などを誰に頼みますか」の質問には、子が84.4%、成年後見人が2.2%との回答であり、制度を知っていても活用したいという割合は大変少ない現状です。また、制度があることは知っていても、具体的な利用までは結びついていません。

4 社会資源の状況

(1) 社会福祉施設等の状況

① 高齢者福祉・介護分野

施設・サービスの種類	箇所数
老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2 か所
老人保健施設	1 か所
通所介護（デイサービス）事業所	5 か所
通所リハビリテーション（デイケア）事業所	2 か所
訪問介護事業所	1 か所
訪問看護事業所	1 か所
訪問リハビリテーション事業所	2 か所
短期入所生活介護（ショートステイ）事業所	3 か所
短期入所療養介護事業所	1 か所
福祉用具貸与・福祉用具販売事業所	1 か所

② 児童福祉・子育て支援分野

施設の種類	箇所数
子育て世代包括支援センター	1 か所
子ども家庭総合支援拠点	1 か所
保育園	2 か所
認定こども園	2 か所
子育て支援センター	1 か所
ファミリーサポートセンター	1 か所
放課後児童クラブ	4 か所

③ 障がい福祉分野

施設の種類	箇所数
居宅介護事業所	1 か所
生活介護事業所（基準該当事業所含む）	3 か所
就労継続支援（B型）事業所	2 か所
短期入所事業所	1 か所
グループホーム	2 か所
障がい者支援施設（施設入所支援など）	1 か所
相談支援事業所	2 か所
放課後等デイサービス事業所	1 か所

(2) 地域福祉を支える人・組織の状況

① 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。主な職務は、以下の通りです。

- ・ 住民の生活状態の把握をし、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと。
- ・ 要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
- ・ 社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
- ・ 福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること。

現在、白鷹町では51人の民生委員・児童委員、3名の主任児童委員が活動しています。

② 福祉推進員

福祉推進員は、社会福祉協議会会長の委嘱により、各行政区の区長・町内長が務めています。

地域住民の健康と生活を高める活動に協力をお願いしています。

③ ボランティアセンター

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティアに関心のある方の各種相談を行っています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

『支え合い 思いやり 安心して暮らせるまちづくり』

現在の社会保障制度においては、対象者ごと各関係法において公的責務が定められ、支援の充実が図られています。

しかし、様々な分野の課題が絡み合い複雑化しており、これらの課題解決については、地域住民、行政、地域活動団体、福祉活動団体、ボランティア団体などの関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

本町に暮らす誰もが思いやりの気持ちを持って、支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

2 計画の基本目標

基本目標 1 誰もが安心できる暮らしを支える体制づくり

住み慣れた地域で安心してくらすことができる地域づくりに努めます。

ユニバーサルデザインの視点でのまちづくりを進めるとともに、避難行動要支援者名簿の一層の整備等を行い、関係機関が連携して緊急時における支援体制を強化していきます。また、感染症拡大防止のための環境づくり、あたたかい支援が広がる地域づくりを進めます。

基本目標 2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

必要な福祉サービスをライフステージに沿って切れ目なく受けられるような仕組みづくりに努めます。

基本目標 3 誰もが福祉活動に参加できる地域づくり

地域において支援や見守りを必要とする人は、今後ますます増えていくと思われます。地域で暮らす一人ひとりが支え合い、地域福祉に対する意識を醸成し、福祉人材の育成を目指します。

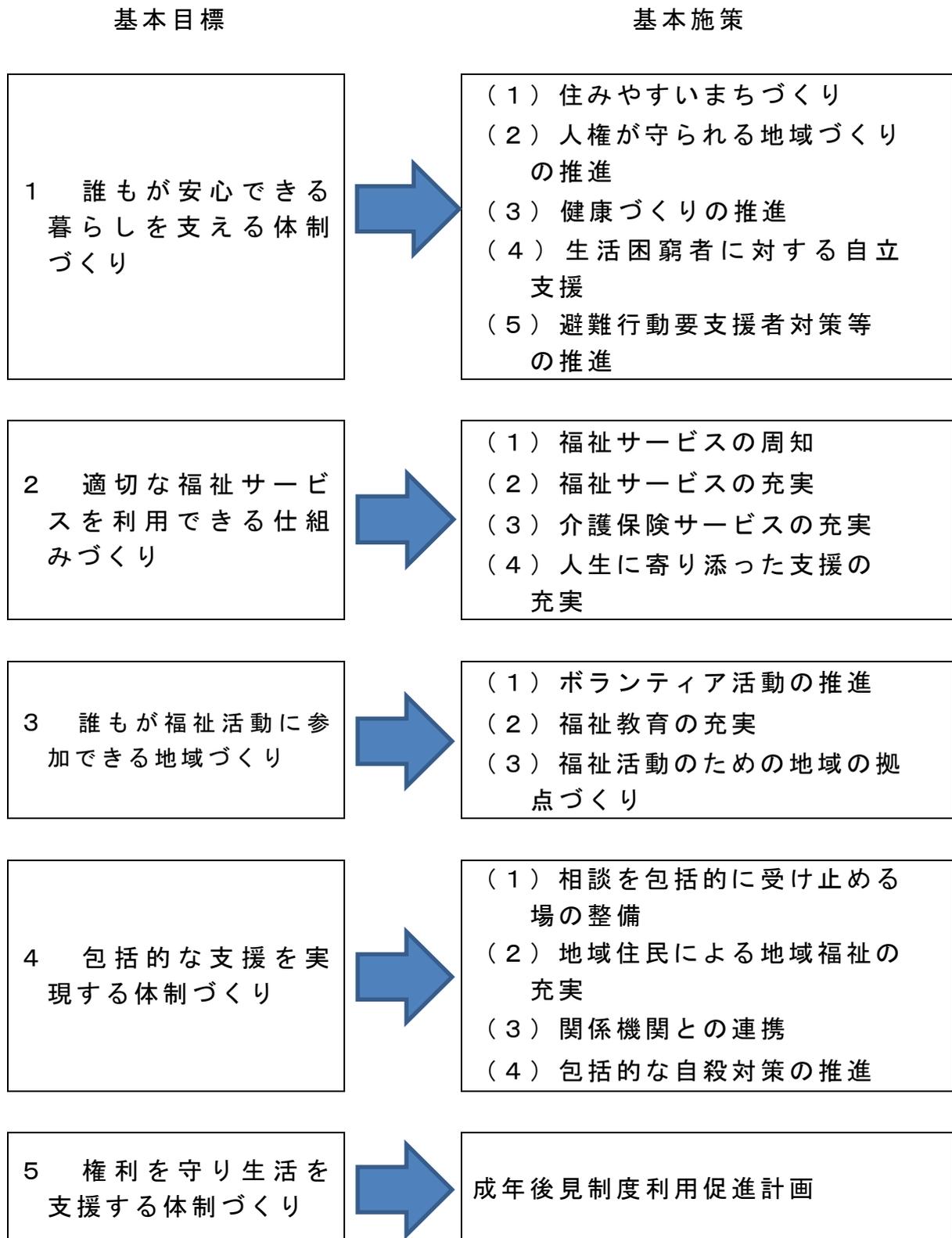
基本目標 4 包括的な支援を実現する体制づくり

多様化・複雑化した課題を抱える個人や世帯からの相談を包括的に受け止め、関係機関と連携しながら支援に努めます。

基本目標 5 権利を守り生活を支援する体制づくり

個人の権利保護に重要な役割を果たす成年後見制度の認知度の向上を目指すとともに、支援が必要なかたを適切な支援につなぎ、そのかたの権利が守られる地域づくりに努めます。

3 計画の体系



第4章 基本計画

1 誰もが安心できる暮らしを支える体制づくり

(1) 住みやすいまちづくり

誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会の構築のため、移動の困難な人のための公共交通の存続、移動支援の検討や、高齢者・障がい者・児童に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進めます。親子が安心して外出できる環境づくり、子どもたちの安全の確保など、子ども・子育てに配慮したまちづくりを進めます。

このことの一助として町では、令和2年4月1日に『白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例』を制定し、障がいを理由とする差別を禁止し、障がいのある人から配慮を求められた場合は、過度な負担でない範囲で必要かつ適切な変更や調整（合理的配慮）を行うこととしております。

【主な取り組み】

- ・バリアフリー化とユニバーサルデザインによる施設整備
- ・障がい者差別解消支援地域協議会での課題検討

(2) 人権が守られる地域づくりの推進

地域には様々な人が暮らしています。子ども、高齢者、障がい児、障がい者等、弱者に対して思いやりがあり、みんなの人権が守られ、安心して暮らしやすい地域にすることが大切です。

児童虐待、ドメスティックバイオレンス、障がい者虐待、高齢者虐待等、弱い立場にあるものの人権侵害が身近なところで起こり得ることを認識し、虐待等を許さない地域づくり、早期に気づいて支援できる地域づくり、また、養護者の支援について考える地域づくりが求められています。

さらに令和2年に拡大した新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症に関連した不当な偏見、差別はあってはなりません。

差別ではなく、あたたかい支援が広がるような地域づくりを進めます。

【主な取り組み】

- ・高齢者・障がい者虐待防止・養護者支援の強化
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・成年後見制度の利用促進
- ・感染症に関する正しい情報の提供

(3) 健康づくりの推進

「健康」は、地域生活の基盤であり、健康づくりに向けた取り組みは全

ての方にとって大切です。幼少期の生活習慣は、成長を支えるものであり、その後の健康づくりの基礎となるものですが、子どもを対象とした健康診査の結果からは、生活習慣病の早期発症が心配されるような状況が明らかになりました。また、40歳未満の健康診査結果からは生活習慣病の若年化が進んでいる現状があり、さらに町の介護認定を受けた方の約半数が生活習慣病と診断されている状況です。より早い年代から健康づくりに関心を持ち積極的に取り組むことが必要です。

また、母子の健康の保持・増進を図るために、妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援、子どもの健やかな成長・発達支援、近隣と連携した医療ネットワークづくりなど、母子の健康づくりを推進し、子どもたちが心身ともに健康に成長できる環境づくりを進めます。

また、感染症予防のために「3つの密」の回避をはじめとした「新しい生活様式」の定着を図り、自己への感染防止とともに、他人に感染させないようお互いに心がける環境づくりを進めます。

【主な取り組み】

- ・生活習慣病発症と重症化予防のための「健診から始める健康づくり」
- ・子育て世代包括支援センターでの相談支援
- ・行政と医療機関の連携

(4) 生活困窮者に対する自立支援

様々な理由で、働きたくても働けない状態になり、制度の狭間で生活困窮に陥っている人がいる可能性は否定できません。こうした人は、単に経済的に生活困窮に陥っているだけではなく、家庭や日々の生活の中で様々な課題を抱え、社会的に孤立している可能性が高くなっています。

今後も、地域の相談者と連携するとともに庁内で情報を共有し、地域・行政の重層的な相談のネットワークを構築し、就労支援や家計の相談、就学支援等を進めていく必要があります。

【主な取り組み】

- ・生活困窮者自立支援事業 支援調整会議の活用
- ・関係機関との連携強化

(5) 避難行動要支援者対策等の推進

豪雨、地震等の災害時や緊急時において、高齢者や障がいのある方の避難体制や対応の整備については、地区の自主防災組織、行政などで連携して取り組むべき重要な事項です。

高齢者や障がい者等は、災害時の支援に困難がともなうことが予想されます。そのため、平常時から高齢者や障がい者、乳幼児など災害時に支援が必要となる人の把握に努めるとともに、特に単独での行動が難しい人については、避難行動要支援者名簿を整備し災害時に円滑に活用できるよう

に、関係機関と情報共有しておくことが重要です。

また、避難場所や避難経路等について周知を図り、防災意識の啓発を行うこと等、平常時における備えの充実を図っていくことが求められています。

さらに、福祉避難所になっている、介護サービス事業者、障がい者支援施設と連携を密にする取り組みも重要です。

【主な取り組み】

- ・ 避難行動要支援者名簿の整備
- ・ 自主防災組織の育成・訓練
- ・ 避難訓練などによる防災に対する意識の高揚

2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

(1) 福祉サービスの周知

ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯が増加する中、福祉サービスの情報が、必要としている方に届かない事が想定されます。耳が聞こえにくい、目が見えにくい等、情報の伝達に細やかな配慮が必要な方が増えることが予想されます。また、子どもの障がいの早期発見や、成長やライフステージに応じた情報が適切な時期に得られることが重要です。

福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮等、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

【主な取り組み】

- ・相談対応での、対象者にあつたきめ細やかな情報伝達の工夫
- ・地域包括支援センターでの各関係機関との情報連携の強化
- ・広報手段の多様化（SNS等の積極的な活用）
- ・母子手帳アプリ「紅ほっぺ」による子育て情報の配信

(2) 福祉サービスの充実

サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの向上に努めます。

【主な取り組み】

- ・自立支援協議会での課題検討
- ・高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会でのケース検討、情報交換、情報共有

(3) 介護保険サービスの充実

高齢者の誰もが、いつまでも元気で、いきいきと安心して自分らしく白鷹町で過ごすことができるよう支援します。

生活の多様化、複雑化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を地域の実情に合わせて行うことができる施策を進めます。

また、認知症高齢者本人やその家族等関わる方への適切な支援・対応を実施する体制の推進を続け、地域において、一人一人が生きがいや役割を持ち、互いに支え合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現を図ります。

【主な取り組み】

- ・健康寿命の延伸
- ・地域包括ケアの推進
- ・認知症施策の推進
- ・介護・介護予防サービスの充実、適正化
- ・高齢者向けの住まいの整備
- ・地域での見守りと災害対応及び感染症対策

(4) 人生に寄り添った支援の充実

支援を必要とする人に対しては、様々な機関が関わり、必要な支援を行っています。しかし、人生の節目には、支援が途絶えてしまう危険性があります。それまでの支援が途絶えることのないよう、また、次のより良い支援に繋がられるよう、関係機関が連携し、情報共有を図りながら対応していくことが必要です。

【主な取り組み】

- ・成長、発達に関する身近な相談機会としてすくすく発達相談や町内保育施設への巡回相談を実施
- ・相談支援事業所による計画相談及び諸相談への対応
- ・ケアマネジャーによる質の高いケアマネジメントの実施

3 誰もが福祉活動に参加できる地域づくり

(1) ボランティア活動の推進

ボランティア活動に参加したいと思っても、地域での活動内容や活動している団体に関する情報が住民に十分に伝わっておらず、どのような活動をしているのかわからない、参加の方法がわからないといった状況があるかもしれません。また、高齢者については、ボランティアへの参加が生きがいづくりや社会参加を促すことにもつながります。

地域活動や行事等を活用し、地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化に努め、各種講座等を通じて、地域福祉活動の担い手を育成していきます。

【主な取り組み】

- ・ 社会福祉協議会への支援
- ・ 生活支援コーディネーターによる地域における生活支援サービス提供体制の整備に向けた各機関との連携調整の実施

(2) 福祉教育の充実

あらゆる年齢層の人が地域福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう、身近なところでお互いが支え、助け合うことの必要性についての理解を深める福祉教育の充実を図っていくことが大切です。

誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、支え合いの仕組みづくりの啓発や福祉教育の機会等の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ・ ノーマライゼーションの普及啓発
- ・ 認知症サポーター養成講座の実施

(3) 福祉活動のための地域の拠点づくり

様々な社会資源の活用を図りながら、身近な地域で世代間交流などの活動ができるよう、活動の場づくりの支援を行います。

【主な取り組み】

- ・ ふれあいいきいきサロンなどの地域の通いの場の支援

4 包括的な支援を実現する体制づくり

(1) 相談を包括的に受け止める場の整備

高齢者・障がい者・児童の相談支援に係る事業を一体的に実施し、相談者本人のみならず、介護、障がい、育児、困窮など相談者が属する世帯全体の複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する包括的な相談支援体制を整備します。

【主な取り組み】

- ・地域包括支援センターでの専門性の確保による相談対応体制の整備と、関係機関との連携強化
- ・子育て世代包括支援センターでの相談支援、関係機関との連携

(2) 地域住民による地域福祉の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、日頃から近所づきあいの中で声かけや見守りなどを通じて、何かあったときには助け合える地域づくりを進めることが重要です。地域に関心を持つ人を増やしていく必要があります。

また、子育て家庭が安心して楽しく子育てできるように、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援ネットワークづくりや児童の健全育成の推進を図り、地域全体で子育てを支援していきます。

【主な取り組み】

- ・地域住民同士での地域での見守り体制の継続強化と、地域では対応困難な課題を行政や関係機関との連携により解決できる仕組み作り
- ・ファミリーサポートセンターによる子育て世帯への支援

(3) 関係機関との連携

複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、庁内で情報の共有を行い、地域共生社会の実現に向けて、健康福祉分野だけではなく、教育、住まい、交通等、行政の各分野が緊密に連携し、地域づくりを支援します。

また、地域の生活課題やニーズを把握、共有し、その解決に向けた支援づくりを目指し、安心して暮らせる地域社会づくりの推進に寄与することを目的とした、町内の社会福祉法人との連携を図ります。

【主な取り組み】

- ・生活困窮者自立支援協議会での課題検討
- ・空き家等対策委員会での情報共有
- ・白鷹町社会福祉法人連絡協議会（仮称）との連携

(4) 包括的な自殺対策の推進

現代は、ストレス社会とも言われ、悩みやストレスを抱える方が増えて

います。町の自殺率は減少傾向にありますが、誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指して、相談体制の充実や幅広い支援を行っていくことが必要です。

自殺の原因には複数の要因があると言われています。健康問題、経済的困窮、家族や知人との人間関係の悪化などの困難な状況が複数重なることで悩みが深刻になり、解決が難しくなることがわかっています。

誰も自殺に追い込まれることのないのち支え合う町を目指し、町民一人ひとりが、いのちとこころを大切にできる取組みの充実、互いに支え合う地域の実現、身近な人の悩みやこころの危険信号に対応できる人材の育成について、関係機関が連携し、生きるための包括的支援に取り組んでいきます。

【主な取り組み】

- ・心身の健康の保持増進の大切さや方法、ストレス対策、うつ病の予防等についての啓発周知
- ・相談窓口の整備、周知
- ・関係者が自殺対策について共通認識を持ち、密接な連携を図るための体制整備
- ・ライフステージに応じた生きることの阻害要因(過労・生活苦・子育ての悩み・介護看病疲れ等)を減らすための事業の実施
- ・生きることの促進要因(居場所づくり等)を増やす取り組み

5 権利を守り生活を支援する体制づくり

1 成年後見制度利用促進計画とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がい等により、自分ひとりで判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（※1）が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2016年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、2017年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定しました。

利用促進法第14条第1項には、市町村の講じる措置として、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう、努力義務が課されています。

（※1）成年後見人等は、付与される権限の強さに応じて後見人、保佐人、補助人に分類されます。また、後見活動を行う主体は、「親族」、「第三者」（市民後見人や弁護士などの専門職を含む）、「法人」（社会福祉法人やNPO法人など）に分かれます。

利用促進法の施行や国の基本計画が策定されたことを受け、本町において支援が必要なかたを適切に成年後見制度へつなぎ、そのかたの権利が守られる地域づくりを目指すとともに、制度の認知度の向上などを目的として「白鷹町成年後見制度利用促進計画（以下「成年後見促進計画」という。）」を策定します。

2 成年後見制度の利用促進に関する現状と課題

（1）成年後見制度の概要

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の2制度があります。また、法定後見には後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が類型を決定することになっています。

成年後見制度	法定後見制度	類型	概要	
		後見	断能力が欠けているのが通常の状態の場合、「成年後見人」が、本人に代わって各種契約や財産管理等を行い、本人を保護します。	判断能力が低い
		保佐	判断能力が著しく不十分な場合、財産に関する一定の行為において「保佐人」の同意を条件とすることにより、本人保護を図ります。また、必要に応じて「保佐人」に本人に代わって契約等をする権限が認められることがあります。	
	補助	判断能力が不十分な場合、財産に関する特定の行為において「補助人」の同意を条件としたり、「補助人」が本人に代わって特定の契約等をする権限により、本人保護を図ります。	判断能力が高い	
任意後見制度	本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と財産管理等してもらう内容について任意後見契約を結んでおくことで、将来、判断能力が不十分な状態になった時にその契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。なお、任意後見契約がスタートする時には、家庭裁判所に申立てを行い、「任意後見監督人」が選任されます。		判断能力が十分にある	

3 中核機関・地域連携ネットワークの構築について

認知症、知的障がい、その他の精神上的障がい等があることなどにより財産の管理や日常生活等に支障があるかたちを社会全体で支え合うことは、高齢化社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。

国の基本計画では、今後の施策の基本的な考え方として次の3点が挙げられています。

- 1・ノーマライゼーション（※2）
- 2・自己決定の尊重（※3）
- 3・財産管理のみならず、身上保護も重視（※4）

また、今後の施策目標として次の4点が挙げられています。

- 1・利用者がメリットを実感できる制度、運用へ改善を進める
- 2・権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を図る
- 3・不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を図る
- 4・成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す

国の基本計画では、市町村に中核機関（※5）の設置や地域連携ネット

ワーク（※6）の段階的整備などの役割が課されました。

※2 成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきことです。

※3 障がい者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきことです。

※4 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきことです。

※5 中核機関とは、主に次の役割を担う機関のことで、①成年後見制度の相談への対応、②関係者と後見人等が「チーム」となって本人を見守る体制の支援、③福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する「協議会」の開催、④家庭裁判所との連携、⑤後見人受任者調整等の支援

※6 地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要なかたを発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みで、福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する「協議会」に家庭裁判所や中核機関等も含めたものです。

本町を含む置賜地域3市5町（米沢市・南陽市・長井市・高畠町・川西町・飯豊町・小国町・白鷹町）において、置賜定住自立圏共生ビジョンを策定し、その中で（仮称）置賜成年後見センター（以下、「後見センター」という。）の設立検討を行っています。「利用促進法」における権利擁護支援の中核機関の役割を担う後見センターであり、後見センターの設立により、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局運営など、地域連携ネットワークのコーディネートを担うことが可能となり、成年後見制度の利用促進が期待されます。

また、成年後見制度の申立てを行う者がいないかたに対しては、町長による申立てを行い本人の権利擁護を図るとともに、申立てや、後見報酬の負担が難しいかたへ、申立て費用や報酬を助成することで、成年後見制度の利用支援を行っています。

地域包括支援センター系の相談窓口をより効果的に利用できるように整え、制度の啓もうと啓発が重要となります。権利擁護が必要なかたが適切に制度を利用して安心して生活できるように、制度の周知を図っていきます。

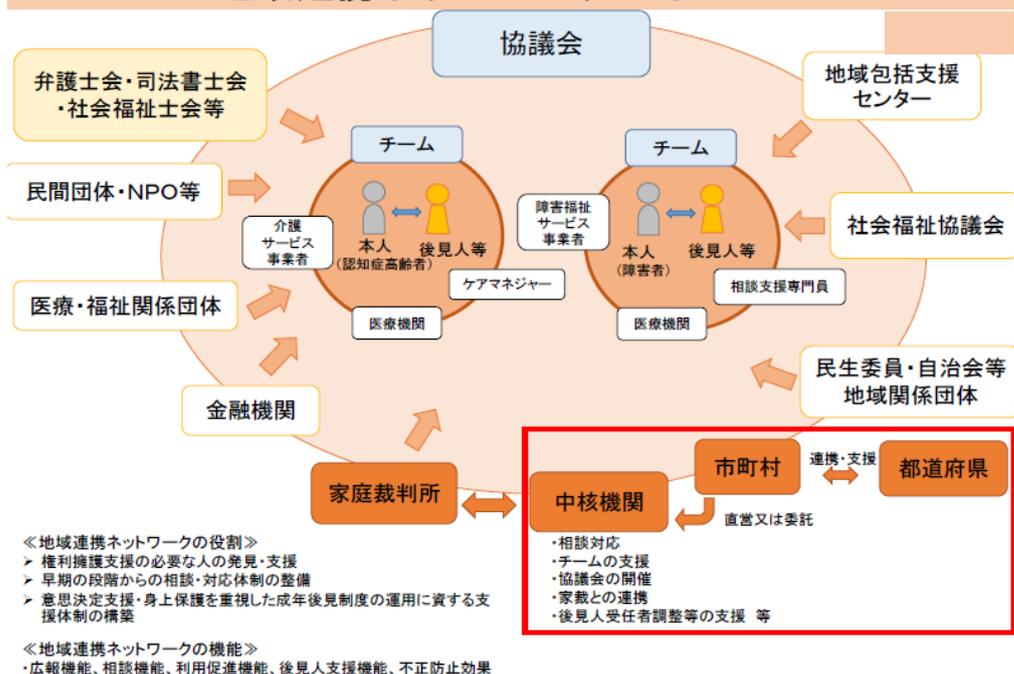
（1）中核機関・地域連携ネットワークの考え方

国の成年後見制度利用促進基本計画において、図のような地域連携ネットワーク構築が求められています。

また、地域連携ネットワークがより効果的に機能するために、「中核機関」の設置も求められています。

地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



(内閣府 成年後見制度利用促進基本計画のポイント資料より抜粋)

(2) 中核機関の役割を担う後見センターの機能について

成年後見制度の利用者が「メリットを実感できる制度・運用の改善」を目指し、全国どの地域においても必要な人が制度を利用できるよう「福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制」を、地域の実情に合わせて整えていくことが求められています。

その実現のため、後見センターは、地域における権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、相談機能をはじめ、必要な会議のコーディネートや運営を行う中核機関の役割を担います。

当町が令和4年度設立を目指し検討している後見センターの現時点での機能は以下を想定しています。

「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するために、関係機関がチームとなり、専門性の高い後見センターを目指します。

1・広報啓発機能

- 相談窓口（一次相談窓口と二次相談窓口）の周知（各市町広報やチラシ等）
- 制度及び権利擁護に関するチラシやパンフレットの作成
- 研修会、講演会の企画、運営
- センター職員による講師派遣

2・相談機能

○主に二次相談窓口として、一次相談窓口（※7）からの相談対応

1）首長申立てに関する相談（判断、手順等）

2）本人や親族申立ての支援に関する相談

3）判断が困難なケース等の支援方針検討

等が想定されます。必要に応じて、後見センター職員や専門職（法律・福祉）の派遣を調整します。

○各市町への定期的な出張相談を実施

（※7）一次相談窓口とは、各市町単位で、その地域住民が成年後見制度等の権利擁護支援について相談する窓口のこと。原則として各市町の行政の福祉担当がその窓口となるが、各市町の状況によっては、社会福祉協議会や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等で担うことも想定される。

3・法人後見の受任

○親族を含め、適切な後見人等がない場合に、後見センターとして後見業務を受任

○受任できる専門職の人材が少ない地域でも、専門性の高い後見人等が支援できる体制を目指す

○夜間及び休日についても後見人として適切に対応する

4・制度の利用促進機能

○親族又は本人による申立に係る支援（一次相談窓口等に対する必要な情報提供、助言等）

○町長申立に係る支援（必要な情報提供、助言、申立書類の作成支援等）

○裁判所の受理面接の同行、調査官調査の立会

○適切な候補者推薦のための調整（受任者調整会議等の運営）

○機関等及び専門職との連絡調整（福祉サービス利用援助事業との連携、総合相談窓口との連携、関係機関等との意見交換会等の実施）

○市民後見人の養成等

5・後見人等への支援

○チームの形成及び会議の開催支援

○後見人等に対する総合支援

6・協議会の事務局機能（地域連携ネットワーク業務）

○各種会議の運営

○制度利用促進の検討や協議（地域における課題やニーズの把握、整理、対応強化のための体制整備）

(3) 一次相談窓口の役割

後見センターを活用するには、一次相談窓口として制度を理解し、権利擁護支援が必要な人を見逃さないことが重要になります。

また、成年後見制度が必要な状況であっても、申立てを行う人がいないために制度を利用できていない人に対して、町長による申立てを行っていますが、必要な人の権利を守れるように、確実に支援に繋げる必要があります。

(4) 成年後見制度利用支援助成のあり方

申立て費用や、後見報酬の支払いが困難な人への助成を行っています。権利擁護が必要な人が、成年後見制度を利用して、安心安全な生活を送ることが出来るように支援を継続していきます。

4 成年後見制度にかかる事業やその他の社会資源

高齢者や障がい者などの権利擁護については、成年後見制度をはじめとしてさまざまな社会資源があります。代表的なものとして次の制度が挙げられます。

1・日常生活自立支援事業

加齢や障がいにより一人では日常生活に不安のあるかと社会福祉協議会が契約を結ぶことで、福祉サービス利用援助等の支援を受けることができます。

相談先・・・白鷹町社会福祉協議会

2・任意後見制度

判断能力が十分なうちに、将来に備えて「支援をお願いしたい人」と「お願いしたい内容」について、公正証書による契約を結んでおきます。判断能力が低下した際に家庭裁判所に申立てを行い、あらかじめお願いしていた「任意後見人」と第三者による「任意後見監督人」が選任され、本人の意向に寄り添った後見活動が開始されます。

相談先・・・地域包括支援センター係、公証役場等

このように、病気や障がい、加齢に伴う判断能力の低下等により、日々の金銭管理や将来の生活について不安に感じることもあると考えます。どこで自分や家族がどのような制度を利用することが出来るのか、様々な選択肢を知っておくことも重要であるため、成年後見制度をはじめとし、様々な制度について周知を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

1 具体的な計画の推進

町民、地域、行政による計画の推進

地域の多様な課題に対応するためには、地域住民をはじめ地域を構成する様々な主体と行政が連携して、対応していく必要があります。

住み慣れた地域で、支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、行政等がともに連携しながら、計画を推進していきます。

(1) 町民の役割

見守り・声掛け・ちょっとした手助けなど、ご近所同士の顔が見える関係を大切にして、困りごとがあれば、行政や関係機関と連携して課題の解決に取り組むことをお願いしていきます。

(2) 事業者の役割

積極的な地域貢献活動に取り組むとともに、従業員が健康で地域福祉活動に参加しやすい環境づくりを整備することをお願いしていきます。

(3) 社会福祉活動を行う団体の役割

社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、各種ボランティア団体等は、支援を必要とする人の身近な存在であるため、公的サービスでは行き届かない困りごとに応ずることをお願いしていきます。

(4) 行政の役割

町民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進します。

地域福祉に関わる町民、事業者、関係団体との連携を深め、地域生活課題解決に資するよう体制整備に努めます。

2 計画の普及啓発と実践

(1) 計画の周知

町のホームページなどへの掲載やイベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く周知します。

(2) 計画の推進体制

庁内における関係部署の計画や事業を通じ、この計画を推進していきます

す。また、関係団体との連携強化を図ります。

（３）計画の進行管理

本計画の管理・評価については、基本目標達成のための施策の実施を進めるにあたり、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価し（Check）、その後の取組を改善する（Action）という、一連のPDCAサイクルを活用していきます。